

生駒市農業委員会規則第2号

生駒市農地利用最適化推進委員の候補者の選定手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日

生駒市農業委員会会長 中本 真人

生駒市農地利用最適化推進委員の候補者の選定手続等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市農地利用最適化推進委員の候補者の選定手続等に関する規則（平成28年11月生駒市農業委員会規則第1号）を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。